

■成城憲章

4. 成城憲章の運用にあたって

(1) 建て主、事業者及び不動産所有者への要請

平成29年に成城憲章がめざすものを反映した「成城地区 地区街づくり計画」が策定され、誘導地区が指定されました。これに伴い、成城1～9丁目での次の行為について世田谷区との事前相談を経て届出が必要となりました。

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築又は工作物の建設
- ③ 建築物の用途の変更
- ④ 建築物等の形態又は意匠の変更
- ⑤ 木竹の伐採

そして、これら建築計画等の実施にあたっては世田谷区との事前相談と並行して成城自治会との事前相談がルール化されています。成城憲章の内容に著しく抵触する建築物、工作物の計画がいつのまにか具体化するような事態を避けるため、成城憲章の普及啓発を図るなかで関係

権利者の理解と協力を求めてまいります。「成城憲章」に抵触の疑いのある物件については世田谷区の協力を要請しつつ、建て主や事業者にたいして改善措置を求めていきます。不動産処分をされる方は、新しい所有者に対してこの憲章を遵守するよう要請していただきたく、お願いいたします。

(2) 改正手続きと登録

「成城憲章」は（前文）に記載のとおり、成城地区の環境と暮らしを守るための基本的ルールを定めたものです。平成23年には「区民街づくり協定」に登録されました。今後、必要な事項について自治会班当番総会での審議を経て改正が出来るものとし、改正案は5年毎に実施される「協定」の更新時に世田谷区街づくり条例にもとづいて再登録されます。

成城自治会区域図



- (1) 成城1丁目から9丁目までの全城
 - (2) 砧7丁目13番から17番までの区域
 - (3) 砧8丁目2番及び13番から34番までの区域
- ※なお、(1)は区民街づくり協定の区域です。

表紙の絵「落葉の道」
第29回水彩連盟展入選（1970年）
作者・山本利三郎（1899-1982年）は成城在住の鉄道技師。
小田急電鉄取締役としてロマンスカー（SE車）の開発に尽力した。

法人格 成城自治会
〒157-0066
世田谷区成城2丁目33番14号
TEL:(03)3416-8382
FAX:(03)3416-8331

成城憲章

平成14年12月11日 制定
平成17年 5月21日 一部改正
平成23年 8月24日 区民街づくり協定登録
平成28年 4月 1日 改正及び更新登録
令和 3年 4月 1日 改定及び更新登録



絵/山本利三郎

改定と登録更新にあたり

成城のまちは理想的な学園都市をめざして砧村に誕生してからまもなく100年をむかえようとしています。先人達のこれまでの努力で、みどり豊かで良好な住環境は守られてきました。一方で、街並み景観や近隣相互の生活に関わる諸問題は、この地区住民の紳士協定である「成城憲章」を運用することにより解決への手掛かりを探り、一定の成果を得てこられたと自負しております。「成城憲章」の対象地域は成城1～9丁目全域と成城のまち創生当初からまちの発展のために手を携えてきた砧7・8丁目西側の自治会員の居住地となります。

法人格 成城自治会